

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月28日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項の一部について改善されていないため、今回も同様の指摘をしているものについては、早急に改善すること。
- ・ 会計面において、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>基本財産である管理棟について、増築工事により基本財産が増加しているにもかかわらず、定款変更の届出がなされておらず、不動産の変更登記もなされていなかった。</p> <p>については、必要な手続を行った上で、定款第39条の規定に基づき、鳥取県知事に定款変更を届け出ること。</p> <p style="text-align: center;">(定款第39条)</p>	<p>平成31年3月28日評議員会で定款変更を決議し、現在議事録署名中で、整理次第定款変更申請を行う予定である。</p>
2	<p>評議員について、平成29年度の評議員会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>平成30年度は改善されているが、今後も日程調整に努める。</p>
3	<p>理事1名及び評議員1名について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>また、評議員の履歴書に職歴のみが記載されており、社会福祉事業に関する履歴の記載がなかったため、選任の要件を客観的に判断できなかった。</p> <p>については、理事及び評議員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p>	<p>該当の方から書面を徴して確認を行った。</p>

	<p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。  (法第40条第1項及び第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6)及び第3の2(2))</p>	
4	<p>評議員会及び理事会議事録について、次のように適切に作成されていないものが散見された。</p> <p>① 議事録が作成されていなかった。  ・平成29年度第7回、第8回理事会  ・平成29年度第2回評議員会</p> <p>② 議事録の署名又は記名押印がされていなかった。  ・平成29年度第3回から第6回理事会</p> <p>③ 議事録が袋とじされていなかった。  ・平成29年度第6回理事会</p> <p>については、法人の議事録は対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、理事会又は評議員会の終了後、適切に記載された議事録を速やかに作成し、議事録署名人等の確認を受けた上で、袋とじなどにより編綴すること。また、理事会議事録については理事会の日から法人の主たる事務所に10年間、評議員会議事録については評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置くこと。</p> <p>なお、上記の議事録については、適切な議事録を早急に作成すること。  (法第45条の11、第45条の14、第45条の15)</p>	令和元年5月中に作成する。
5	<p>監事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であることから、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。  (法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	日程調整に努め、欠席が続く場合は改選について検討する。

6	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>平成30年度第6回理事会(平成31年2月13日開催)において、理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告を行った。</p> <p>今後は留意する。</p>
7	<p>公印の名称、寸法、管理者等が定められておらず、管理が適正に行われていなかった。</p> <p>については、公印の名称、寸法、管理者、保管方法及び使用方法等を規定した公印管理規程を整備し、公印管理を適切に行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>平成30年度第6回理事会(平成31年2月13日開催)において、規程を制定した。</p> <p>今後は規定に沿って公印管理を適切に行う。</p>
8	<p>本部拠点区分のゆうちょ銀行(振替口座)への振替え入金額が会計処理されていなかったため、会計年度末に実在した預貯金と財産目録に不一致が生じていた。</p> <p>については、年度決算において、資産が実在し、評価が正しく行われていることを確認すること。</p> <p>(経理規程第59条第1項第1号)</p>	<p>平成30年度より本部扱いとしたゆうちょ銀行の平成30年3月末の残高証明に後援会費が残っていたもので、今後も正確な記録に努める。</p>
9	<p>預金(貯金)出納帳、寄附金台帳、補助金台帳、借入金台帳、未収金台帳、未払金台帳、預り金台帳、立替金台帳、仮払金台帳の補助簿が整備されておらず、経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、経理規程第12条第1項第2号エにおいて、その他会計経理の進行に伴</p>	<p>補助簿はシステムより出力できるよう変更した。</p> <p>経理規程は平成31年4月10日理事会で改定を決議した。</p>

	<p>い必要となる帳簿と規定しているが、必要な勘定科目を精査し、個別に規定すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第12条第1項第2号)</p>	
10	<p>次の寄附金について、基本金への組入れが行われていなかった。</p> <p>① 施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金 本部拠点区分 施設整備等寄附金収益</p> <p>② ①の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金 児童心理治療施設拠点区分 設備資金借入金元金償還寄附金収益</p> <p>については、①は第1号基本金へ、②は第2号基本金へ組入れること。</p> <p>なお、②については、平成28年度決算においても同様であったことから、平成28年度以前の元金償還寄附金で組入れられていないものがないか確認を行った上で、必要に応じて基本金へ組入れること。 (会計省令第6条第1項、運用上の取扱い11、留意事項14)</p>	<p>平成28年度以前に遡って調査し、未計上分について今期過年度修正を行った。</p>
11	<p>児童養護拠点区分及び児童心理拠点区分の前期末支払資金残高が本部拠点区分へ繰り入れられ、施設整備の経費に充当されていた。</p> <p>については、運営費局長通知の対象となる施設の前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費等の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、法人本部の運営に要する経費及び社会福祉事業の運営に要する経費等に充当することができるものであるので留意すること。 (運営費局長通知4)</p>	<p>今後留意する。</p>
12	<p>次の補助金について、国庫補助金等特別積立金に計上されていなかった。</p> <p>① 児童心理治療施設拠点区分 設備資金借入金元金償還補助金収益</p>	<p>平成28年度以前に遡って調査し、未計上分について今期過年度修正を行った。</p>

	<p>(平成 29 年度及び平成 28 年度)</p> <p>② 保育所拠点区分 施設整備等補助金収益 (平成 28 年度)</p> <p>については、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等、並びに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは、国庫補助金等特別積立金に計上すること。</p> <p>なお、①、②と同様に、平成 28 年度以前の補助金等で国庫補助金等特別積立金が計上されていないものがないか確認を行った上で、必要に応じて計上すること。</p> <p>(会計省令第 6 条第 2 項、運用上の取扱い 10、留意事項 15)</p>	
13	<p>児童養護拠点区分において、定款及び経理規程に規定されていない一般社団法人ひだまりの給与を立替金で処理していた。</p> <p>については、一般社団法人ひだまりは貴法人とは別法人であり、法人外への資金の貸付けは認められないことから、厳に慎むこと。</p> <p>(運営費局長通知 5 (2))</p>	<p>平成 31 年 2 月 21 日給与より立替を行わないよう是正した。</p>